

【外部委員未確認】

函館地方裁判所委員会（第 40 回）及び函館家庭裁判所委員会（第 40 回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和 3 年 12 月 2 日（木）午後 3 時 00 分

2 場所

函館地方・家庭裁判所 5 階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 一戸康人，佐々木学，進藤壮一郎，中川祐介，星野立子，前原浩明，三上隆広

家裁委員 岩山勝則，神林・里，京谷弥生，榊原敬，澤村洋子，南部淳，三國富美子，山口哲也，百合拡泰

兼務委員 佐久間健吉，茅根航一

庶務 函館地方裁判所事務局総務課長小林哲

4 議題

裁判所の IT 化について（民事裁判を中心に）

5 議事

- ・ 委員長の選任及び委員長代理の指名
 - ア 互選により佐久間委員が両委員会の委員長に選任された。
 - イ 委員長は地方裁判所委員会の委員長代理として進藤委員を，家庭裁判所委員会の委員長代理として榊原委員をそれぞれ指名した。
- ・ 前回委員会の議事テーマ（裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について）についての委員会終了以降の取組状況の説明
- ・ 裁判所説明「裁判所の IT 化について（民事裁判を中心に）」
 - ア 民事訴訟の IT 化についての説明
 - イ 模擬手続の実演
 - ウ 他の裁判手続の IT 化についての説明
- ・ 意見交換
 - 別紙のとおり
- ・ 次回委員会について

【機密性 2・公表後機密性 1】

ア 日 時 令和 4 年 6 月 2 1 日（火）午後 3 時

イ テーマ 要配慮者への対応について

以 上

別紙 意見交換の概要

「裁判所の IT 化について（民事裁判を中心に）」

（委員）

原告・被告双方が、同じソフトを利用した同じ環境においてパソコンの画面越しにやり取りを行うように見えたが、同じウェブ環境の下で参加するようになっているのでしょうか。

（裁判所委員）

まずシステムについては、セキュリティの問題などがありますので、マイクロソフトの Teams というソフトを利用することで統一しています。

ただ、接続先のパソコンについては、弁護士の方がそれぞれお使いのものもあるので、いわば出口となる機器であるパソコンについては様々というところが実情です。

（委員）

本格的な運用が開始された場合は、厳密に本人確認がされると考えてよいのでしょうか。一旦退出されてもう一度入られた代理人については、再度本人確認をされるのかということが気になるとともに、たとえ見た目が一緒であっても、本人確認をした方でない方が参加される可能性もあるのではないかなと思いました。また、当然 IT 化されると電子化されるので、紙ベースで残していかなければいけないものと残す必要がないものが発生してくると思います。適正事務の観点から裁判所としてぜひ取り組んでいただきたいというのが見学させていただいた上での感想になります。

（裁判所委員）

本人確認については正に重要なポイントとっております。基本的なセキュリティ面での対策としては Teams を利用いただくことが挙げられます。Teams での会議に参加するにあたっては、多要素認証により人についてのアカウントを認証した上で参加してもらっています。先ほどの模擬手続の実演の際に、右側の画面に名前が表示されていましたが、あれが本日参加していただいた弁護士の方々のアカウントということになっております。したがって、アカウントで入るという手続をとっている限りは、認証を受けた上で参加いただいている方々なので、セキュリティというところでは水準は満たしているのではないかと考えております。なお、参加されている方が、本当に本人なのかなということにつきましては、裁判官の適切な訴訟指揮というところで注意していくべき事項ではないかと考えているところです。この関係では、代理人が複数参加されている場合には、画面に必ずしも全員が

映らないということもありますので、私自身は、始まる前に必ず、画面の向こうにおられる方はどなたですかとお尋ねしておりまして、これもセキュリティの観点からの一つの工夫ではないかと思っています。

紙ベースで残るものがあるのかについては、これは法改正の問題かと思います。私が理解しているところでは、おそらく究極の目標というのはデータ化ということになりますので、訴訟記録というものがいわば訴訟データというものになり、データのやり取りで裁判手続が進められていくことになるのではと考えております。いずれにしましてもこの点につきましては法改正の問題であり、何よりもどのくらいの方がデジタル化になじんでいただけるかというところも踏まえて、立法府の方でお考えいただくことではないかと認識しています。

(委員)

本日実施した模擬手続の実演については、個人的な意見ですが、本日のようなやり方であればすごく分かりやすく、弁護士としてもやりやすいなと思いました。

ここからは北海道弁護士会連合会としての立場からお話しさせていただきますが、「民事裁判手続等のIT化を進めるに当たっては、全ての市民の裁判を受ける権利を充実・強化する観点から、オンライン申立ての義務化に反対し、地域の司法インフラを損なわない制度設計、制度運営とするように述べる」という内容の案が共同声明が出される予定です。その趣旨というのはとても単純で、特に高齢者でIT弱者の方たちに対してきちんと手当をしてくださいというお願いです。さらに、あまりにもオンライン化を進めると、司法インフラがどんどん廃止されるのではないかと、例えば、地方の支部等にも行かなくてもよいことになってしまうのではないかと懸念しています。そうした意見が弁護士会から出ています。

(委員長)

ただ今いただいた御意見は、おそらく現在の法改正に向けての弁護士会または弁護士連合会としての御意見であり、立法政策として、ITリテラシーを有していない方あるいはIT環境を整えることができないIT弱者の方についてどうするのかという趣旨ではないかと思われると思います。裁判所としましては現行法の下で運用面で工夫しているところですが、法改正については立法府が行うものですので、関与できる立場にはありません。ただし法改正の経過を注視している中で、何かお伝えできることもあるかと思われると思いますので、その点について、可能な範囲で裁判所委員からの説明をお願いいたします。

(裁判所委員)

法制度の整備につきましては、法制審議会において、令和3年2月19日に取りまとめた

中間試案を叩き台として議論しているという状況です。委員がおっしゃられたことに関連しますと、インターネットを用いてする手続を義務化するかどうかという論点があります。大きく分けてオンライン申立てを原則義務化する考え方、弁護士資格等をもつ士業者が訴訟代理人になっている場合に限って義務化する考え方、任意とする考え方の3つの考え方が提出されているようです。ただ、中間試案を経た段階においても議論がなされているところからすると、この点については、今後も当否も含めて議論がなされていくのかなと思っておりますので、私どもとしてはその結果を注視していきたいと考えているところです。

(委員)

私は、裁判については分からない部分がたくさんあるのですが、私ども大学関係者は講義自体がオンラインもしくはリモートになっているため、いろいろな問題が少し見えています。例えばセキュリティの問題があげられていましたが、セキュリティを確保するには大変な経費が必要になってくると思います。例えば、弁護士の事務所を全部同じようなネット環境にするための経費、それから裁判所自体のセキュリティ確保ということから、手続上に実はコストを削減しなければいけないところが発生したり、料金が上がるなど当事者の負担が増えたりすることはないのか、そのような懸念が浮かんできますが、それに対してはどのようにされているのか。また、先ほど弁護士が各自担当のIDを持つとお聞きしましたが、データ管理等の業務を担当する事務的な内容をお仕事とされる方とのIDの共有を絶対にしてはならない中で、複数の人がその事件に携わった場合にどのようにパスワードの確保をされているのか、ということをお聞かせ下さい。

(委員長)

御質問の趣旨の中には、現行法下での運用をどのようにすべきかという面と、法改正時に堅牢なシステムをどのように構築していくのかという2つの側面があると思われませんが、前者についての書記官と裁判官との役割分担など、可能な範囲で裁判所委員から説明してください。

(裁判所委員)

セキュリティの問題が極めて重要であること、裁判所での営業秘密などを含む機密情報の取扱いにおいて、繊細さが求められているということなどを、ただ今の御指摘を踏まえた上で改めて認識した次第です。

まず、セキュリティの確保についての現状は、Teamsの使用自体が、やはりその確保のためのベースラインとなっているのではないかと私としては理解しているところです。さ

らに事柄の性質上詳細は御説明できませんが、先ほど申し上げた多要素認証という、1段階目の認証だけではないところも対応策の1つとなっているのではないかと考えています。

次に、将来的にデータをどうするのかという点につきましては、先ほど御指摘いただいた訴訟記録をどうするのかというお話とも関連する法改正の問題であると認識しています。

ワード、エクセルやテキストなどの様々なファイル形式が存在する中で、セキュリティの問題などを念頭に置いた上でどのファイル形式を選択して制度設計されるのか、ファイルの共有方法はどうか、現在、紙ベースで1冊になっている訴訟記録がこういった形で構成されるのかという、そのような法改正の行先というのを注意深く見守っていくということになるのかと、私どもとしては考えているところです。

(委員長)

現行法の運用下でも、裁判官と書記官の役割分担をそのまま維持した上で、裁判官がアクセスするIDと書記官のIDを峻別し、お互いに貸し借りはしないということを厳守しています。

法改正の詳細やどのようなシステムを構築することを想定しているのかということについては、様々な面から検討しているようですが、まだ裁判所には明らかではないため、返答に窮する部分が多いですが、高コストのシステムとはならないように、おそらく立法過程の中で議論されていると思われます。

以 上